



令和3年2月10日

浦添市長 松本 哲治 殿

浦添市上下水道料金等審議会

会 長 平敷 徹男



令和2年度 浦添市上下水道料金等に係る諮問について（答申）

令和2年11月10日付け浦上水第93号により諮問のありました見出しの件について、
別紙答申書のとおり答申いたします。

答 申 書

当審議会は、浦添市の水道料金及び下水道使用料について、その料金水準の適正について審議を行いました。

水道事業については、水道事業運営に要する費用を水道料金収入で賄っており、経営は概ね良好であると思われます。今後は令和6年度に予定している配水池の新設等、施設の新設・更新事業に多額の建築改良費を要しますが、企業債を活用することにより経営の健全化を維持できるものと推測します。従いまして、現行の水道料金水準は、概ね適正であるものと回答いたします。

一方、下水道事業は、令和2年4月に地方公営企業法の全部を適用したことにより、使用料収入で賄うべき費用が明確となりました。その費用は、使用料収入で賄うべきですが、使用料収入が足りないため一般会計からの繰入金（基準外繰入金）に依存しています。この基準外繰入金に関しましては、市長部局の他事業において活用すべきものと思料いたします。

以上のことから、当審議会においては下水道事業の今後の経営状況や使用者の負担などを総合的に検討した結果、一般会計からの基準外繰入金見込額約1億3千万円を改定必要額とし、下水道使用料単価を、別紙「下水道使用料改定表」のとおり変更する事が妥当であることを答申いたします。

なお、当審議会は次のとおり付帯意見を付することといたします。

付帯意見

本来であれば、下水道事業会計として適正な算定に基づいた約2億円の使用料改定が必要ですが、今回の改定額は、使用者の負担を考慮し、段階的に改定していくこととしたため、一般会計からの基準外繰入金約1億3千万円について、改定の必要があるとして答申を行った。しかし、本来の料金収入で賄うべき金額には達していないため、今回の答申内容に加え、今後策定を予定している更新計画等の内容も踏まえた上で、引き続き検討を行うこと。

別紙

下水道使用料改定表

		水量（m ³ ）	使用料		
			現行	改定（案）	差額
家庭用	基　　本	8	500 円	524 円	24 円
	超過料金	9　～　30	65 円	80 円	15 円
		31　～　50	70 円	86 円	16 円
		51　～	75 円	91 円	16 円
業務用	基　　本	10	650 円	684 円	34 円
	超過料金	11　～　30	65 円	80 円	15 円
		31　～　50	75 円	91 円	16 円
		51　～　100	90 円	106 円	16 円
		101　～　300	110 円	126 円	16 円
		301　～　500	135 円	151 円	16 円
		501　～	160 円	177 円	17 円
大衆浴場用		1 m ³ につき	47 円	50 円	3 円

[参考]

1. 審議会の審議の経過

年 月 日	調査審議の経過
令和2年11月10日	水道事業及び下水道事業の概要説明
令和2年12月3日	水道事業及び下水道事業の財政収支の現状と見通し
令和3年1月14日	下水道使用料収入について
令和3年2月10日	答申案の検討及び答申

2. 浦添市上下水道料金等審議会委員名簿（令和2年度）

会 長 平敷 徹男（学識経験者）

副会長 秋田 繁一（水道及び下水道経験者）

委 員 新垣 有三（自治会代表）

委 員 末吉 由美子（婦人会代表）

委 員 村田 紳（企業代表）

委 員 譜久原 みどり（消費者代表）

計6名